

## 群馬医療福祉大学「科学研究費補助金事務取扱規程」

(趣旨)

第1条 群馬医療福祉大学(以下「本学」という。)における科学研究費補助金(以下「科研費」という)の事務取扱については、補助金等に係る予算の執行適性化に関する法律(昭和30年法律第179号)同施行令(昭和30年政令第255号)、科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領及び文部科学省・日本学術振興会作成の使用ルール並びにその他関係法令に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(定義)

第2条 研究者とは、科研費の応募資格を有する者をいい、研究代表者、研究分担者及び連携研究者並びに研究協力者に区分する。

2 科研費(直接経費)(以下「直接経費」という)とは、補助事業(科研費の対象となる事業をいう)の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいい、科研費(間接経費)(以下「間接経費」という)とは、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

3 担当部局とは、総務部、教学部及び補助金・助成金担当者をいう。

(最高管理責任者)

第3条 科研費全体を統括し、管理及び運営について、学長を最高責任者とし、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行われるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、管理及び運営について実質的な責任と権限をもつ者として、総務部長を統括管理責任者とする。

(担当部局)

第5条 科研費の事務については以下のように取り扱う。

(1) 経理事務、金銭出納に関することは総務課の所管とする。

(2) 直接経費により購入した設備、備品、図書等(以下「設備等」という)の調達に関することは補助金・助成金担当者の所管とする。設備等の内容については、別に定める。

(3) 直接経費により購入した設備等の管理に関することは総務部の所管とする。ただし、図書の受入については図書館が所管とする。

(4) 応募書類は交付申請書、実績報告書及び成果報告書の取りまとめ及び提出に関することは教務課及び総務課の所管とする。

(5) 説明会、研修会の開催、その他補助金に関する相談、通報等に関することは補助金・助成金担当者の所管とする。

(6) 不正に関する情報を受けたときは、遅滞無く最高管理者たる学長に報告する

こととする。

(7) 内部監査に関することは補助金・助成金担当者の所管とし、不正防止計画を推進する。

(業者との契約及び不正取引に関与した業者)

第6条 不正な取引に関与した業者については、発覚次第取引停止処分にする。

2 科研費を用いて取引をする際には、業者に対して不正に関与しないことを明記した誓約書の提出を求めるものとする。

3 誓約書の内容には、機関の規則を遵守し不正に関与しないこと、内部監査その他調査等において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること、不正が認められた場合には取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと、構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること、の4点を明確に記載すること。

(応募資格)

第7条 応募資格者は以下のとおりとする。

(1) 本学所属の専任教員

(2) 本学所属の任期制教員

(3) その他、本学が(1)及び(2)に準ずるとする教職員

(科研費の管理)

第8条 交付された科研費は、本学指定口座に預金管理する。

(研究用物品の検収業務)

第9条 全ての研究用物品について、総務部の検収担当者が検収を実施することとする。また、特殊な役務(データベース・プログラム・機器の保守点検等)に関する検収については、専門知識を持った者の同伴のもと、検収をおこなうものとする。

(交付前の使用)

第10条 科研費の交付内定通知のあったもの又は前年度に継続が内約されているものについては、科研費の交付前に研究計画の遂行に係る使用ができるものとする。

(合算使用の制限)

第11条 原則として、科研費による補助事業と他の用務を合算して使用することはできない。

(直接経費の経費)

第12条 直接経費による物品購入、旅費及び謝金等の支払いの要領は、本学の「科学研究費使用の手引き」によるものとする。

(設備等の寄付)

第13条 科研費により購入した設備等については、速やかに本学に寄付しなければならない。

(間接経費の取扱い)

第14条 研究者は交付された間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 譲渡された間接経費の取扱いは、科学研究費補助金間接経費取扱要領の定めるところによるものとする。

3 総務部は、間接経費の受払について、収支簿を備え、常に処理の内容を明確にしておかなければならない。

4 間接経費を譲渡した当該研究者が他の研究機関に転出等となる場合には、直接経費の残額の30%に相当する間接経費を当該研究者に返還するものとする。

5 前項の規定に関わらず、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合は、間接経費の返還は行わない。

(予算執行の検証)

第15条 予算執行が当初の計画と比較して遅れていると認められる場合には、研究遂行に問題がないか総務課で確認をする。

附則 この規定は平成22年4月1日から施行する。

附則 この規定は平成27年4月1日から施行する。